

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令案要綱

第一 管理委託の手續

国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の規定によりその所管に属する民族共生象徴空間構成施設の管理を指定法人（同項に規定する指定法人をいう。第二において同じ。）に委託するときは、契約書において次に掲げる事項を定めておかなければならないものとする。

- 一 管理を委託する民族共生象徴空間構成施設の名称及び所在地
 - 二 管理の委託を開始する年月日
 - 三 管理の方法
 - 四 管理の委託の条件
 - 五 その他必要な事項
- （第一条関係）

第二 管理責任の移転の時期

法第九条第一項の規定により管理の委託を受けた指定法人（以下単に「指定法人」という。）は、第一

の規定により定められた第一の二の管理の委託を開始する年月日以後、当該管理を委託された民族共生象徴空間構成施設（以下「受託施設」という。）の管理の責任を負うものとする。こと。（第二条関係）

第三 指定法人の義務

一 指定法人は、受託施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならないものとする。こと。

二 指定法人は、受託施設について、水害、火災、盗難、損壊その他受託施設の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに必要な応急の措置を講じなければならないものとする。こと。（第三条関係）

第四 他の用途への使用等

一 指定法人は、受託施設について、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は他人に使用させ、若しくは収益させる行為（第七の二において「他の用途への使用等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならないものとする。こと。ただし、国土交通大臣又は文部科学大臣が契約書において定める軽微な場合については、この限りでないものとする。こと。

二 指定法人は、一の本文の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に提出しなければならないものとする。

1 使用又は収益の対象となる受託施設の範囲

2 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所又は居所

3 使用又は収益の用途又は目的及び方法

4 使用又は収益の期間

5 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

(第四条関係)

第五 滅失又は損傷の場合の報告

指定法人は、天災その他の事故により受託施設が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を書面で当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならないものとする。

一 当該受託施設の名称及び所在地

二 被害の程度

三 滅失又は損傷の原因

四 応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容

(第五条関係)

第六 改築等の制限

指定法人は、受託施設について改築、増築その他の工事（当該受託施設の構造に変更を及ぼすものに限る。第七の二において「改築等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならないものとする。ただし、天災その他の事故のため応急の措置を講ずるときは、この限りでないものとする。

(第六条関係)

第七 管理台帳

指定法人は、受託施設について次に掲げる事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならないものとする。

一 第一の一及び二に掲げる事項

二 他の用途への使用等又は改築等の有無及びその概要

(第七条関係)

第八 管理状況の報告

指定法人は、受託施設について、毎年度の管理の状況を翌年度の五月三十一日までに当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならないものとする。 (第八条関係)

第九 商標登録出願等に係る登録料の軽減

一 法第十八条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならないものとする。

1 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

2 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号

3 登録料の軽減を受けようとする旨

二 特許庁長官は、一の申請書の提出があつたときは、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(第九条関係)

第十 商標登録出願の手数料の軽減

一 法第十八条第三項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならないものとする。

1 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

2 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示

3 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

二 特許庁長官は、一の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(第十条関係)

第十一 権限の委任

この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開

発局長に委任することができるものとする。

(第十一条関係)

第十二 附則

一 この政令は、法の施行の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う必要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令は、廃止するものとする。(附則第三条関係)

四 関係政令について所要の改正を行うものとする。

(附則第四条及び第五条関係)